平成２３年（フ）第８３４号
福岡県筑紫野市原田３丁目５番地８　ガーデンハイツ・ヨコオＢ202号
債務者　井下　千秋
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３７号
福岡市城南区神松寺３丁目10番２―202号
債務者　四島美由紀
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４４号
福岡県筑紫野市大字山家2768番地11
債務者　鶴元　浩司
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４７号
福岡市早良区田村７丁目14番14―102号
債務者　長瀬　知子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８４８号
福岡市早良区田村７丁目14番14―102号
債務者　長瀬　恒平
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５２号
福岡市東区舞松原４丁目１番2015号
債務者　松緑園こと　吉村　雅博
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５３号
福岡市中央区鳥飼３丁目14番26号
債務者　濱田由美子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５８号
福岡市博多区板付７丁目２番37―203号
債務者　光安　裕子（旧姓横川）
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８５９号
福岡県糟屋郡粕屋町大字仲原1799番地１リピス安川103号
債務者　豊永みどり
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６５号
福岡市中央区平尾２丁目20番35―801号
債務者　宇野　義彦
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６６号
福岡市中央区平尾２丁目20番35―801号
債務者　宇野　直子（旧姓馬渕）
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８６７号
福岡市東区馬出４丁目１番25―312号
債務者　千崎　陽子
1　決定年月日時　平成23年５月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７２号
福岡県糸島市潤２丁目９番30号
債務者　陶山　正二
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７３号
福岡県糸島市潤２丁目９番30号
債務者　陶山　菊美
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８７６号
福岡市早良区百道３丁目３番246号
債務者　山口美代子
1　決定年月日時　平成23年５月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８９６号
福岡県春日市天神山６丁目51番地ネオハイツ池の内101号
債務者　藤井　涼子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９０４号
福岡市早良区有田２丁目21番９号
債務者　長島　正知
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第９１１号
福岡市西区生の松原４丁目30番９号
債務者　平嶋　康子
1　決定年月日時　平成23年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年７月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部